

鹿屋体育大学副学長選考規則

平成 24 年 9 月 20 日

規 則 第 20 号

改 正 平成 28 年 7 月 27 日

規 則 第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鹿屋体育大学（以下「本学」という。）に置く副学長の選考、任期その他必要な事項について定めるものとする。

(設置)

第 2 条 本学に、学長が必要と認めるときは、副学長を置く。

(選考)

第 3 条 副学長の選考は、学長が行う。

(資格)

第 4 条 副学長は、本学の理事又は専任の教授で、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから選考する。

(任期)

第 5 条 副学長の任期は、2 年を超えない範囲内で学長が定める期間とし、再任を妨げない。ただし、副学長を任命した学長の任期の終期を超えることはできない。

2 副学長が任期満了前に辞任し、又は欠員が生じた場合の後任の副学長の任期は、前任者の残任期間とする。

(解任)

第 6 条 学長は、副学長が副学長たるに適しないと認めるときは、その副学長を解任することができる。

(副学長の職務分担)

第 7 条 副学長の職務分担は、学長が別に定める。

(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、副学長についての必要な事項は、学長が定める。

附 則 (平 24. 9. 20)

1 この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

2 この規則施行後最初に任命される副学長の任期は、第 5 条の規定にかかわらず平成 26 年 7 月 31 日までとする。

附 則 (平 28. 7. 27 規則第 26 号)

この規則は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。